

介護保険と税金

所得税などの申告受付が始まります。

ここでは、介護保険に係る税金の控除についてお知らせします。

介護保険料

社会保険料控除として所得から控除されます。四十歳以上の人が平成十五年中に支払った介護保険料額が控除の対象になります。

介護保険施設の利用料

介護保険施設でサービスを利用した場合、利用料（自己負担分）のうち次のものが医療費控除の対象になります。

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所の場合
- 介護サービス費の自己負担額および食費の自己負担額として支払った額の1/2の額（日常生活費は除く）
- ②介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所の場合
- 介護サービス費および食費の自己負担額として支払った額（日常生活費は除く）

在宅で介護保険サービスを利用した場合の利用料

介護サービス計画（自己作成を含む）に基づき、次の①から⑤のサービスのいずれかを利用してしている場合、その利用料が医療費控除の対象になります。

- ①訪問看護（老人保健法および医療保険各法の訪問看護を含む）
- ②訪問リハビリ
- ③療養管理指導
- ④通所リハビリ
- ⑤短期入所療養介護

さらに、①から⑤のサービスのいずれかを利用している人が次の⑥から⑨のサービスのいずれかを利用してしている場合、その利用料も医療費控除の対象になります。

- ⑥訪問介護（生活援助が中心の場合を除く）
- ⑦訪問入浴介護
- ⑧通所介護
- ⑨短期入所生活介護

※医療費控除を受ける場合には、平成十五年中に支払った領収書などの添付が必要になりますので、サービス事業者にお問い合わせください。

おむつ代に係る医療費控除

要介護者に係るおむつ代が医療費控除の対象になります。申告には医師の証明書と領収書が必要になります。※二年目以降の申告の場合、医師の証明書に替えて市

町村が主治医意見書の内容を確認した書類によって申告することもできます。

障害者控除

平成十五年中に要介護認定を受けた人は、障害者控除・特別障害者控除の対象になる場合があります。

詳しくは、高齢社会課へお問い合わせください。

問い合わせ先 高齢社会課
☎20-3173

高額介護（支援）サービス費の支給

介護保険によるサービスを利用されたときの1月当たりの自己負担（1割分）が所得の区分に応じた下表の限度額を超えた場合、高額介護（支援）サービス費が支給されます。（本人の実費負担となる食費・日常生活費などは対象となりません。）

また、同一世帯に2人以上の要介護・要支援者がいるときは、世帯全体の負担額が上限を超えた場合に支給されます。

所得の区分	世帯の上限額
市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	15,000円 (個人の上限度額)
市民税非課税世帯などの人	24,600円
上記以外の人	37,200円

※介護保険の対象とならないサービスは含まれません。

- 申請に必要なもの
 - ▷介護保険被保険者証
 - ▷サービスの領収書
 - ▷印鑑
 - ▷通帳など振込先のわかるもの



■問い合わせ先
高齢社会課 ☎20-3173